

令和4年第2回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

令和4年2月1日（火曜日）

議事日程第1号

令和4年2月1日（火曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第2号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第2号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

- | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|----|-----|
| 1番 | 利根川 | 正君 | 2番 | 阿部 | 裕和君 |
| 3番 | 横山 | 人美君 | 4番 | 新保 | 峰孝君 |
| 5番 | 松尾 | 徹郎君 | 6番 | 伊藤 | 麗君 |
| 7番 | 田原 | 洋子君 | 8番 | 渡辺 | 栄一君 |
| 9番 | 加藤 | 康太郎君 | 10番 | 東野 | 恭行君 |
| 11番 | 保坂 | 悟君 | 12番 | 田中 | 立一君 |
| 13番 | 和泉 | 克彦君 | 14番 | 宮島 | 宏君 |
| 15番 | 中村 | 実君 | 16番 | 近藤 | 新二君 |
| 17番 | 古畑 | 浩一君 | 18番 | 田原 | 実君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	井川	賢一	君			
総務	部	長	五十嵐	久英	君	市民	部	長	渡辺	成剛	君		
産業	部	長	斉藤	喜代志	君	財政	課	長	山口	和美	君		
健康	増進	課	長	池田	隆	君	商工	観光	課	長	大嶋	利幸	君
消	防	長	小林	正広	君	教	育	長	鶴本	修一	君		
教	育	次	長	磯野	茂	君							

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖	君	次	長	松村	伸一	君
主	査	川原	卓巳	君					

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和4年第2回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、横山人美議員、13番、和泉克彦議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る1月25日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る1月25日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

初めに、本臨時会に提出された議案は、議案第2号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）の1件であります。

また、会期及び日程につきましては、本日1日限りとし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

このほか、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について、全員協議会を開催されるよう行政へ申入れすることについて、正副議長に一任することとしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

なお、ただいまの委員長報告でもありましたが、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について、正副議長で全員協議会の開催について行政側へ申入れをしております。本臨時会終了後、全員協議会を開催することとしておりますので、よろしく願いいたします。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和4年第2回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、国のまん延防止等重点措置の適用を受け、県が飲食店等の皆様に行う営業時間短縮などの要請に対し、ご協力いただいた店舗等への協力金に係る補正予算について、ご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に2点についてご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症の対応について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、安心メール等でお知らせしているとおり、市内でも急激に感染拡大し、初の集団感染の発生など、今年に入って昨日までの128例、通算で186件の感染者が確認されました。市民の皆様には、感染防止対策の徹底や不要不急の県外往来を極力控えていただくなど、改めて個々による感染防止対策をお願いするとともに、市といたしましても引き続き、関係機関と連携しながら感染拡大防止に努めてまいります。

また、1月6日以降、市内の新型コロナウイルス感染者数が、急激に増加していることを受け、予約のキャンセルまたは客足が遠のく等により、短期間で大きな影響を受けている飲食店事業者及び、その関連事業者並びに宿泊事業者を支援することを目的に、事業継続給付金の支給を行います。係る予算につきましては、昨年9月に実施した同趣旨の事業継続給付金の既設予算の残額から支援することとし、少しでも早期に対応したいことから、1月28日から受付を開始いたしております。

なお、新型コロナウイルスに関する市の対応状況、支援制度の詳細については、この後、市議会全員協議会において、詳しく説明をさせていただきます。

このほかにも様々な業種において、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けているとの声を受けて、業種を問わず支援する制度について、令和4年度の実施に向けて検討を行ってまいります。

最後に、新潟県による救急相談アプリの実証実験について、ご報告申し上げます。

県が推進するヘルスケアICT立県実現プロジェクトの一環として、スマートフォンから24時間いつでも救急相談ができる救急相談アプリの実証実験が、1月26日より当市の市民を対象にスタートいたしております。

このアプリでは、チャット形式で気軽に相談ができるとともに、利用者がアプリ内で選択した症状からAIを活用して、救急度の判定を行います。市といたしましては、このようなICTサービスにより、市民の皆様の不安軽減、サービス向上の一助になればと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで、行政報告は終わりました。

日程第4．議案第2号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第2号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第2号は、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）でありまして、歳入歳出それぞれ3億1,100万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、7款商工費の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の追加であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、新潟県が国による、まん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店等に対して、営業時間の短縮や酒類提供の禁止などを要請したことに伴い、ご協力いただいた事業者に協力金を支給するものであります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金を充当いたします。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

おはようございます。

では、私のほうから概要について、ご説明させていただきます。

まず最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第2号資料、一般会計補正予算（第11号）の概要をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、国による、まん延防止等重点措置の適用を受け、県から発出された飲食店等に対する営業時間短縮及び酒類提供の禁止等の要請にご協力いただいた店舗に対して協力金を支給するものでございます。

- 1、要請期間、令和4年1月21日ゼロ時から、2月13日24時までの24日間。
- 2、要請対象施設は、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗。
- 3、要請内容は、①営業時間の短縮及び酒類提供の制限。営業時間を5時から20時までとし、酒類提供を禁止。また、にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店は、営業時間を5時から21時までとし、酒類提供を20時までとすることも可能としております。

②人数の制限につきましては、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内であります。

4、協力金の支給要件としまして、令和4年1月20日以前から要請対象施設を営業、要請期間の全ての日において全面的に協力。

ただし、従前より5時から20時までの範囲で営業している店舗は、協力金の支給対象外となります。

5、協力金の金額は、前年度または前々年度の1日当たりの売上高により、1日当たり2万5,000円から20万円であり、裏面に県からの通知を掲載いたしましたので、条件等は、こちらでご確認をお願いいたします。

6、対象店舗数、330店舗の見込みでございます。

7、申請期間、令和4年2月14日、月曜日から2か月程度の見込みでございます。

8、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力事業補助金としまして、県補助金10分の10になります。

それでは、議案書に基づき、ご説明いたします。

補正予算額は、3億1,100万円の追加でございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

7款1項2目、商工業振興費の81、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、今ほどご説明いたしました拡大防止協力金で3億500万円、ほか給付業務委託料で600万円の追加になります。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

16款2項5目、商工費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金で、補助率10分の10でございます。

続きまして、第2表、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る翌年度に繰り越す金額について、申請期間が2月14日以降、2か月程度の見込みであり、4月以降にまたがることから3分の1程度、1億円を繰り越すものでございます。

説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略いたしますことに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、本案についての質疑に入らせていただきたいと思います。

これは、いわゆるまん防ですよね。まん延防止措置法に対する国・県の指導の下に100%の補助率をもって、市町村でも取り入れろということであります。

したがって、本案に反対するものではありませんが、まん防を執行するに当たっては、随分、急な話です。ましてや今回は、そのほとんどが飲食店、サービス業等に対してのものが多く、すぐに店を閉める、もしくは時短の要請等、慌ただしいものがありました。このまん防を導入するに当たって、基本的には、各業者からの混乱というものはなかったのかどうか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

おはようございます。

県からの措置の発出を受けまして、直ちに事業者の皆さんへの説明会を開催させていただきました。

また、能生会場ともオンラインでつなぐなどして、なるべく多くの方から聞いていただくように工夫したところでございます。

現在まで、

特に混乱は起きていない状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今回のまん防の内容というのは、飲食店狙い撃ちと言われていています。教育委員会には、この後聞きたいと思いますが、基本的に商業的なエリアのほうで、8時に店を閉めるところと9時に閉めるところ、ありますね。これはなぜですか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時18分 休憩〉

〈午前10時19分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

まず、今回の要請につきましては、原則としては営業時間を5時から20時までにしていただくと。さらに酒類の提供は、禁止していただきたいということでございます。

ただ、県の認証店を受けてる店舗につきましては、一定の対策がなされてるということで、酒類の提供は20時までが可能、また、閉店時間は21時ということで、一定の要件が緩和されております。大変厳しい状況の中ですけれども、安全対策に配慮されている店舗につきましては、引き続き営業活動、事業活動をしながら、感染防止の配慮をしていただくという観点で、差がつけられてるなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

一言で言って、この決定というのは、営業権の侵害にならないんですか。認証店であっても、認証店じゃなくても8時まで、9時に店閉めなさいというなら分かる。けど、中においては、前回の一斉休業をやったわけですけど、時短やったわけだけど、それに応じない店もありましたよね。それは、応じなかったら協力金もらえないということで、好きにすればということでした。

今回は、一切営業できなくなりますよね、認証店であろうとも9時以降はできないし、非協力を訴えても9時以降はできない。要は、選択肢がなくなった。これは法律上、問題ないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

言われるように9月の協力のときには、県の特別警報に基づく時短の要請、協力依頼でございました。

ただ、今回につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請ということでございまして、時短の要請と酒類の提供禁止というのが、示されているわけでございます。

また、これに従わなかった場合につきましては、法律に基づいて一定の罰則があるというふうにお聞きしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

昨年の時短要請と、今回のまん延防止による時短要請、これの違いというのは、やっぱりもっと明確に言ってください。今の回答でいいと思います。今回は、まん延防止法で検疫法、疫のほうですか、感染防止のためのアルコール規制だということで、これに準じなければならない。守らなければならないということね。そこは徹底して言うこと。

それから、先ほど新型コロナで、もう既に50件であり得ない話で、これは申込み、まん延防止のほうですよ、今日の議案はね。これの申込み開始は、いつからいつですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

時短等の要請の期間につきましては、来る2月13日の24時までというふうになっておりますので、申請の受付としては、この期間が終了後、まだ県からの具体的な期間等は示されておませんが、本市としては、2月14日から、おおむね2か月程度ということを見込んでおります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

実際、町を歩いている人はいませんよね。不要不急の外出禁止だとか、目に見えない殺人者とか言われる、形のない災害とか言われるこのコロナ、なかなかみんな怖がって出ない。したがって、まん延防止はありがたいと思う。

どうせ店開いても、お客来ないんだからと言ってる店もあれば、どうしたってやりたいという店舗もある。そこは調整の仕方だと思うけど。基本的には、現状においては、大変厳しい状況にある。

ただ、まん延防止が非常に救いになったということは、やぶさかではないということですね。

さて、まん延防止に伴う形、人流の抑制ということから考えて、確かに食事だとか飲食に伴う会食だとか宴会は、少なくなった、なくなった。なくなったとは言っちゃいけないんですが、逆に、公官庁の流れ、教育の現場、介護というのが目立つようになってきた。要するに、飲み屋の、飲食店の場合で感染したのではなくて、介護や、それから学校現場、それから市職、県職、こういったところが多くなってきてるね。これは健康増進課としては、どういうふうに捉えていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

今ほど古畑議員からお話のありましたように、感染の場面というのは、飲食だけでなく、恐らく学校でありますとか、介護の現場でありますとか、そういうところでも感染については、可能性

もありますし、感染者がそこで出ているということは、報道等でも承知しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ちょっと前後しますが、まん延防止のときの説明会って行われてますね。商工観光課を中心に、大変よくやったと思います。先ほど言ってるようにテレワークといいましょうか、3会場をネットで結んで、それぞれに説明するという。この中の会合では、どのような声が聞かれたのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

当日の意見としましては、手続的なことは、さることながら、協力金の支給について、要請期間が終わった後の支給になるということで、一日でも早い給付金の支給をお願いしたいという意見が多かったように思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

大嶋課長、すみませんね、順番変わってしまっただけ。

先ほど言ったように、これは急な話なんです。急に店を閉めろ、急に時短だとか、そういうこと、酒類出すなとか、普通8時までに酒類・アルコールは中止して、9時に店を閉めるなんてのは、それは昼間からやってる食堂ですとか、居酒屋クラスでも厳しいですね。

夜の街というのは、大体8時、9時ぐらいから始まります。したがって、どこも営業できないから休業に入っていく。その点では、2月14日、バレンタインデーですから覚えてますが、から受付開始するという考え方、まん防の協力金の。これは1月の月末を挟むわけだから、当然、各店舗は苦しい。2年間ですよ、2年間。しかもこの間にはオリンピックがあつたりなんなりで、そういう交流人口というのは、増大が予想されるから、みんなそれに準備して、お金を使いなさい、設備をきなさいと言われてきた。なのにこの状態だ。これはみんな、もう4日ですか、今度、冬季のオリンピックも始まりますけど、また新たなウイルスがはやるんじゃないかとみんな心配してる。非常に怖い状態です。

この中で、2月14日以降になる。やっぱり苦しいところは、もたないと言ってますよね。これをどういうふうに救済するお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

説明会のときのいろんな方のご意見を頂く中で、一日でも早い支給ができないかということで、県の当局とも情報交換をしておりました。当初、一部前払いが可能ではないかということで、いろいろとやり取りをしておったんですけども、結局、前払いというのはできないということになりまして、結局、要請期間が終わる2月14日以降の受付にせざるを得ないのかなというふうに考えております。

ただ、今回、事業継続給付金ということで、市単独の給付金も、今、支給することになりましたので、ぜひそれをご活用いただきまして、この協力金が支給されるまでの間、何とかしのいでいただければというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

市長、今回は説明会に先立って、5団体の陳情会があったわけです。私は、その紹介人、市長並びに各担当の部長、それから大嶋課長なんかよくやってくれたと思います。素早い対応、これはありがたいと思う。

ただ、今回はまん防に対してですから、県に対して、いきなりやるのはいいけども、アフターフォローをしっかりとやってくれとお伝えいただくということではできませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常に早急な出来事でございます。確かに県の対応というのは、非常に大変だったと思うし、また、これは時間をかけていけば大変な感染拡大になるのではないかというような危機感もあって、早急に取り上げていただいたと思っております。

そういう中においては、やはりその最前線でご苦労される皆様、当然出てくるというのは承知の中でありますので、我々も機会あるごとにそういったことは、情報提供させていただきたいと思っております。

しかし、それだけではなくて、今、大嶋課長が申し上げましたように持続化給付金なども我々が対応する中で、何とかしのいでいただいたり、つないでいただけるような対応を取っていきたいという考えで対応させていただきました。このたびの対応については、そのような方向で進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今回のまん防は、県の決定、国の認証といいましょうか、その形の中で進んでいく。したがって、市町村の中においては、自治体の中ではそれを伝えることができる最高権力者というのは、市長し

かないわけですから、ここはやっぱり、まだ申込書も何にもできてないんですよ。結局これを配るという、みんなこれからなんです。これから制度なんです。ですから非常に問合せも多い。答えるのに四苦八苦しなながら、もうちょっと待ってくれ、もうちょっと待ってくれ。行政の気持ちはよく分かるというところですが、ただ、みんな怒ってます。

それから、説明会のとき、事あるごとに説明はせ参じたいという市長からの言葉ありましたが、説明会のときに、市長も部長も来てないというのはどういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

要望のときには、私が立ち合わせていただきましたし、しかし、説明会になってくると具体的に事務的な事柄に入っていくことが多いと思いますし、そういう個々のやはりいろんなお考えをお聞かせいただいて、対応できる部分でございますので、実務レベルの、やはりそういった対応できる体制にさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただ、参加者の中から、市長から一言欲しかったと。挨拶して、すぐ帰ってもいいと。しかも今回は、能生、青海、糸魚川の3会場だ。ネットでつないである。市長の顔が全く見えんと。市長、やっとなりますよ。すばらしい、僕も陳情する側で、見事にそれに応えてもらってるから、コロナに対しては、飲食店に対しては、そこに集まった人に対しては、本当によくやってる。堂々と顔を出して、皆さん頼むねと。確かに急な話だけど、もうこれ以上、コロナ、オミクロンを増やすわけにいかないんだ。理解してほしいと、何で市長、言わなかったんですか。ここは逃げも隠れもする場所じゃないでしょう、胸張って、堂々と市民の痛みを共有すればよかったと思う。どうですか、市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに議員ご指摘の点があろうかと思えます。

しかし、いろんな点について、私はいろいろと説明させていただいておりますし、そのようなことでご理解いただければと思っております、本当にこれをまた一つの情報提供とさせていただいて、なるべくそういった多くの方々が集まる場所には、出て行って説明をしたいと思っております。今ほど申し上げました、お答えさせていただいたように、やはり事務的な説明というところで今回対応させていただいたから、そういう形になったということで、ご理解いただきたいと思いま

すし、これから、またそういったときには、今ほど頂いたようなご意見を頂きまして、対応していきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

市長、自分は事務的になってはいけないと思います。これは災害ですよ。土砂崩れだとか、噴火と同じ。もうやっぱり、いざとなれば防災服着て出かけるぐらいの規模ですよ。まん防も緊急防止も結局は、市民・住民に慣れさせてはいけません。これは非常事態なんだということは、ちゃんと意識をしっかりと植えつけなきゃいけません。そのたびに休業してる店もある。自重して、出歩かない人たちもいる。2月4日に計画されていた中央区の総会も中止になりました。昨日、区長から連絡来ました、書面にて行くと。だから、みんなが集まらないということで、ここは全然やっぱり事務的になっちゃいけないと思いますね。その辺、市長どう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

決して、事務的ということではございません。要するに事務的な説明会という捉え方をさせていただいたから、そういう形にさせていただいたということでございまして、事業説明というのは、やはり大切だと思っておりますので、そういったところはしっかりと述べさせていただきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これは市長に、やっぱり出るべきですよというふうに言う職員もいないんだろうと思います。昔なら、必ず出てなきゃまずいですよ、市長という人が、職員にも1人や2人はいたと思うし、何で市長来ないんだというふうな議員がいたと思う。その辺で、代表で私、言わせてもらいました。これはやはり市長、出るべきですよ。

それで、思いますけどコロナ、今、全国で34都道府県が加入するようになった、宣言するようになった。先に広島、山口、沖縄の3県は、期間を延長して、20日でしたかね、20日までにすると。東京は、さらに緊急事態まで踏み込もうか、検討を始めた。今回は、コロナに対するまん防というのは、予定どおり終わるんですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

2月13日までの24日間の措置でありますけども、先ほどありました広島、山口、沖縄の状況を見ておると、なかなかすぐには減ってこないのかなというふうに率直に感じております。

したがいまして、2月13日というのは、ともすれば延長のある可能性というのは、あるんでないかなということで、ただ、引き続き市民の皆さんには、感染防止について働きかけをしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

大嶋課長、この延長となった場合、例えば延長になった場合、これをどういうふうにして周知をするのか、またさっき言った協力金の話あるよね、お金の話だ。それらの支払いについては、どうなっていくのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

県からの情報によりますと、今、ご審議いただいたところの協力金を含めまして、これはあくまでも2月13日までの24日間のものであるということでありまして、さらに延長された場合は、また違う新たな枠組みでの協力金の支給、あと要請等があるものと思っておりますので、我々としましても、県からの情報が入り次第、速やかに飲食店の皆さん等に周知する中で、適切な対応をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

大嶋課長、本当によくやってくれてます。これが営業行為、また2月14日から、先ほども言ったけどバレンタインデーなんだ。だから、営業できるか、できないかって大きいんだよね。中止なら中止でもいい。営業に対するイベントの企画というのは、1か月前、最低でも言われてる。もう遅いぐらいだね。飲食店も覚悟してると思うけども、早めに連絡してやってください。従業員やアルバイト、スタッフの関係もある。いつまでも遊ばせてられないし、どっかではっきりしなくちゃいけない。こういった問題にもしつかりと言ってほしい、答えてほしいと。

それから、延長とくれば、次は解除なんですけど、このまん防の解除の条件というのは、何なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

私、正確には、正直、承知しておりませんが、ある程度、感染が抑えられて、またあるいは、経

口薬等が普及するような段階になったときには、国のほうは解除に向けて判断されるものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

いや、そのぐらいのことは、俺でも言える。だから、より具体的に、何なんだ。これ宣言はした方がいいが、実は解除するタイミング分かりませんで、あり得んだろう。どうなってる。これは全国的なものを見ていくのか、新潟県だけじゃ判断できない、糸魚川市だけでは判断できないというのは十分分かる。隣県によると富山県すごいな、まん防は宣言してないけど、しっかり時短はやってるというから、紛らわしいんだよと言ってるんだけど、結局、今、真っ白なところはないということだよ。どうすんだ、これ、解除、延々続くのか。ゼロコロナを目指すのか、ウィズコロナを目指すのか、その辺どうなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

基本的な流れとすれば、ウィズコロナなり、ある程度、社会経済活動を動かしながらという方向に、国は進んだらというふうに理解しております。それについては、大きくはやはり国のほうで判断され、また、県のほうでも考えるものだというふうに理解しております。糸魚川市でということではないというふうに理解しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

一番口のうるさい飲食業のほうを黙られるという点については、まん防はいいと思うよ。けど、苦しんでるのは飲食店だけじゃないじゃないですか。小売店もサービス業も、やっぱりみんな苦しんでるよね。だから、そういったところについて、どういうふうに手厚くやっていくのか。これはやっぱり全国会議なり、県に陳情するなり、県から意見を求められるわけ。花角さんは、もうじき選挙だというから、新潟県知事選挙もあるから、やっぱり言うなら今だと思う。その辺やっぱり市長からしっかり言ってほしいと思いますが、米田市長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常に今、新型コロナウイルス感染症で苦しんでいる経済というのは、非常に広範囲に及ぶものと思っております。それをやはりどのように把握して、そしてどのように支援や連携していくかと

ということが、今一番大切だと思っております。今、飲食業みたいにはっきり皆さんと対応できるところはいいんですが、なかなかそうでないところもあろうかと思っております。その支援の仕方というのは、非常にどうすりゃいいか悩んでる部分もございまして、そういったところに対して、これからも対応していきたいと思っておりますし、なるべく困ってるところには、支援できるような、また支援をしていきたいという今体制でおりますので、まだまだはっきりと申し上げられませんが、そういった調査や対応をしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これは、池田課長にもう一件聞くけど、今回のは、新型コロナなんですか、オミクロンなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

今、県内で感染拡大しておりますコロナウイルスについては、県のほうでDNA検査等をやっております、オミクロンに、ほぼ置き換わっておるということが、情報として出されております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

オミクロンですよ。基本的には、今までのコロナとは別種として考えたほうがよろしいでしょうね。

さて、教育委員会だ。それを踏まえて、今回のまん防の中には、教育に関して具体的な指示はなかった。糸魚川としたら、どう打ってくる気ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

靄本教育長。〔教育長 靄本修一君登壇〕

○教育長（靄本修一君）

お答えいたします。

国、それから県、県は特にまん防に対しての感染防止の徹底についてということで、いろいろな条件を出してきました。その条件の中に、学校等というふうな内容がありまして、その内容を受けまして、市内でも共有しまして、とにかく早く、その条件について伝えたいというようなことを含めまして、整理しまして、市の小中学校長宛てに、あるいは保育園宛てに、その通知の内容を具体化した内容で、糸魚川市内としては、このように受け止めて、このような方向、条件の下で教育活動、あるいは園活動を進めていきたいと思いますというふうなことでの通知をしっかりと出させていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

いやしかし、その割には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、いろんな特殊学校、特殊学校と言っちゃいけないのか、外郭団体の、そういったところに出てるじゃないですか。指示が的確じゃないんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

鶴本教育長。〔教育長 鶴本修一君登壇〕

○教育長（鶴本修一君）

お答えいたします。

園・学校でも、その通知の内容を受けて、これはずっと継続している取組です。特に消毒、手指消毒、それから換気、マスクの着用、それから3密防止というふうなものがずっと続いてきてるわけですので、学校現場でも園現場でも、努力に努力を重ねながら継続しています。

今回、オミクロン株の感染が拡大しましてから、特に子供たち、園児も含めまして、家族感染というふうなものが市内で非常に大きく広がったというふうな経過がございます。その意味合いで、学校では努力してるんだけど、なかなかその家族感染というふうになってきますというと、家族での感染防止というふうな部分の注意喚起、そこら辺りの各学校を通じて、保護者にも伝えてるんですけども、その辺の部分の周知徹底みたいなものが、なかなかうまくいかなかったということが、振り返ってみますというと、反省材料かなというふうに思っています。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

オミクロン、恐るべしですね。もう去年の暮れと、年明けと全然違う。やっぱり別種のもんだと思って対応しなきゃならんでしょう。

学校や保育園は、それに伴って、保護者が休まなきゃいけません。より深刻な話になっておりますので、その件につきましても、今後、ないように、この後、全員協議会もありますんで、また話を今日、お聞きしたいと思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午前10時49分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員